

電気料金種別定義書

【GREEN ホーム ファミリー】

2026 年 4 月 1 日

U-POWER | **U-NEXT**
HOLDINGS

I. 総則	1
1. 適用	1
2. 定義	1
II. 契約種別	1
1. 契約種別	1
2. 電灯プラン	1
(1) 最低料金契約	1
イ) 適用条件	1
ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数	1
ハ) 最大需要容量	2
ニ) 料金	2
(2) アンペア契約	2
イ) 適用条件	2
ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数	2
ハ) 契約電流	2
ニ) 料金	3
(3) キロボルトアンペア契約	3
イ) 適用条件	3
ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数	3
ハ) 契約容量	3
ニ) 料金	3
(4) キロワット契約	4
イ) 適用条件	4
ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数	4
ハ) 契約電力	4
ニ) 料金	4
III. 最低利用期間	5
IV. 解約違約金	5
V. 本定義書の変更および廃止	5
附則	5
別紙1 最低料金単価、基本料金単価、電力量料金単価および燃料費調整単価	1
1. 最低料金単価、基本料金単価、電力量料金単価	1
2. 燃料費調整単価	2
別紙2 非化石証書費	4
(1) プラン別の非化石証書購入量	4
(2) プラン別非化石証書費	4
(3) 非化石証書費の改定	4

I. 総則

1. 適用

- (1) 電気料金種別定義書【GREEN ホーム ファミリー】（以下「本定義書」といいます。）は、株式会社U-POWER（以下「当社」といいます。）の「電気需給約款（低圧）」（以下「電気需給約款」といいます。）に基づき、お客さまへ電気を供給するときの料金その他の供給条件を定めたものです。
- (2) 本定義書が適用される地域は、電気需給約款に準じます。
- (3) 本定義書に定める基本料金、最低料金、電力量料金および非化石証書費は、消費税相当額を含みます。

2. 定義

本定義書に特段の定めのない用語の定義は、電気需給約款に定めるところによります。

II. 契約種別

1. 契約種別

- (1) 契約種別は、次のとおりとします。

電灯プラン	最低料金契約
	アンペア契約
	キロボルトアンペア契約
	キロワット契約

- (2) 本定義書に定める契約種別は、法人ではない個人のお客さまに限り利用することができます。ただし、個人事業主が専ら事業のために利用する場合を除きます。

2. 電灯プラン

- (1) 最低料金契約

イ) 適用条件

別紙1 表1-1に定める管轄エリアにおける、電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、当社が承諾した場合に適用します。

(イ) 最大需要容量（同時に使用する電気の最大容量をいいます。以下同じとします。）が6キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1 需要場所において、動力を使用する需要に対する契約とあわせて契約する場合には、その契約の契約電力と、この最低料金契約の最大需要容量の換算値（1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）との合計が50キロワット未満であること。ただし、その合計が50キロワット以上になる場合であっても、当社および一般送配電事業者が認めたときはこの限りではありません。なお、この場合には、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場

合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ) 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

二) 料金

算定期間ごとの料金は、次に定める最低料金、電力量料金および非化石証書費の合計額に、電気需給約款に定める再生エネルギー発電促進賦課金を加えた額とし、市場調整額およびその他調整額は加えません。

- (イ) 算定期間ごとの最低料金は、需要場所のある管轄エリアに適用される別紙 1 表 1-1 に定める最低料金の単価欄に定める金額とします。
- (ロ) 算定期間ごとの電力量料金は、需要場所のある管轄エリアに適用される別紙 1 表 1-1 に定める電力量料金単価に別紙 1 の 2 に定める燃料費調整単価を加えたものに、その算定期間の使用電力量を乗じて得た金額とします。なお、算定期間の使用電力量が同表の電力量料金の区分欄に定める量に満たない場合には、その算定期間では電力量料金は生じません。
- (ハ) 算定期間ごとの非化石証書費は、別紙 2 に定めるプラン別非化石証書費の単価に、その算定期間の使用電力量を乗じて得た金額とします。

(2) アンペア契約

イ) 適用条件

別紙 1 表 1-2 に定める管轄エリア（関西、中国および四国を除きます。）における、電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、当社が承諾した場合に適用します。

- (イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ 60 アンペア以下であること。
- (ロ) 1 需要場所において、動力を使用する需要に対する契約とあわせて契約する場合には、その契約の契約電力と、このアンペア契約の契約電流の換算値（10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）との合計が 50 キロワット未満であること。ただし、その合計が 50 キロワット以上になる場合であっても、当社および一般送配電事業者が認めたときはこの限りではありません。なお、この場合には、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、需要場所へ電気を供給する一般送配電事業者が定める標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ) 契約電流

当社との電気需給契約締結前の小売電気事業者が決定した契約電流に準じるものとし、お客さまの申出によって定めます。なお、契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとなります。また前小売電気事業者が契約電流または契約容量を定めていない場合またはお客さまが新規に電気の使用を開始する場合には、お客さまと当社との協議によって定めます。

二) 料金

算定期間ごとの料金は、次に定める基本料金、電力量料金および非化石証書費の合計額に、電気需給約款に定める再生エネルギー発電促進賦課金を加えた額とし、市場調整額およびその他調整額は加えません。

- (イ) 算定期間ごとの基本料金は、需要場所のある管轄エリアに適用される別紙1表1-2に定める基本料金単価に契約電流を乗じて得た金額とします。
- (ロ) 算定期間ごとの電力量料金は、需要場所のある管轄エリアに適用される別紙1表1-2に定める電力量料金単価に別紙1の2に定める燃料費調整単価を加えたものに、その算定期間の使用電力量を乗じて得た金額とします。
- (ハ) 算定期間ごとの非化石証書費は、別紙2に定めるプラン別非化石証書費の単価に、その算定期間の使用電力量を乗じて得た金額とします。

(3) キロボルトアンペア契約

イ) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、当社が承諾した場合に適用します。

- (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1需要場所において、動力を使用する需要に対する契約とあわせて契約する場合には、その契約の契約電力と、このキロボルトアンペア契約の契約容量の換算値（1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）との合計が50キロワット未満であること。ただし、その合計が50キロワット以上になる場合であっても、当社および一般送配電事業者が認めたときはこの限りではありません。なお、この場合には、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、需要場所へ電気を供給する一般送配電事業者が定める標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ) 契約容量

当社との電気需給契約締結前の小売電気事業者が決定した契約容量に準じるものとし、お客さまの申出によって定めます。なお、契約容量は、6キロボルトアンペアから49キロボルトアンペアまでの範囲における整数の値とします。また前小売電気事業者が契約容量を定めていない場合またはお客さまが新規に電気の使用を開始する場合には、お客さまと当社との協議によって定めます。

二) 料金

算定期間ごとの料金は、次に定める基本料金、電力量料金および非化石証書費の合計額に、電気需給約款に定める再生エネルギー発電促進賦課金を加えた額とし、市場調整額およびその他調整額は加えません。

- (イ) 算定期間ごとの基本料金は、需要場所のある管轄エリアに適用される別紙1表1-2に定める基本料金単価に契約容量を乗じて得た金額とします。
- (ロ) 算定期間ごとの電力量料金は、需要場所のある管轄エリアに適用される別紙1表1-2に定める電力量料金単価に別紙1の2に定める燃料費調整単価を加えたものに、その算定期間の使用電力量を乗じて得た金額とします。

(ハ) 算定期間ごとの非化石証書費は、別紙2に定めるプラン別非化石証書費の単価に、その算定期間の使用電力量を乗じて得た金額とします。

(4) キロワット契約

イ) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、当社が承諾した場合に適用します。

(イ) お客さまが利用する設備の契約決定方法が実量契約であること。

(ロ) 1 需要場所において、動力を使用する需要に対する契約とあわせて契約する場合には、その契約の契約電力と、このキロワット契約の契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。ただし、その合計が 50 キロワット以上になる場合であっても、当社および一般送配電事業者が認めたときはこの限りではありません。なお、この場合には、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、需要場所へ電気を供給する一般送配電事業者が定める標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ) 契約電力

各月の契約電力は、その 1 月の補正後最大需要電力と前 11 月（特別の事情があるときは、前 11 月以内でお客さまとの協議により定めた期間とすることがあります。）の補正後最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。なお、契約電力の単位は、1 キロワットとし、1 キロワット未満の端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。ただし、算定された値が 0.5 キロワット以下となる場合は、契約電力を 0.5 キロワットとし、算定された値が 50 キロワット以上となる場合は、契約電力を 49 キロワットとします。

各月における補正後最大需要電力の算定方法は、次のとおりとします。

【算定式】 補正後最大需要電力 = 最大需要電力 × 1.5

ニ) 料金

算定期間ごとの料金は、次に定める基本料金、電力量料金および非化石証書費の合計額に、電気需給約款に定める再生エネルギー発電促進賦課金を加えた額とし、市場調整額およびその他調整額は加えません。

(イ) 算定期間ごとの基本料金は、需要場所のある管轄エリアに適用される別紙 1 表 1-2 に定める基本料金単価に、その算定期間の契約電力を乗じて得た金額とします。

(ロ) 算定期間ごとの電力量料金は、需要場所のある管轄エリアに適用される別紙 1 表 1-2 に定める電力量料金単価に別紙 1 の 2 に定める燃料費調整単価を加えたものに、その算定期間の使用電力量を乗じて得た金額とします。

(ハ) 算定期間ごとの非化石証書費は、別紙 2 に定めるプラン別非化石証書費の単価に、その算定期間の使用電力量を乗じて得た金額とします。

III. 最低利用期間

最低利用期間は、電気需給契約が成立した日から、料金適用開始の日より後の最初の検針日または計量日が属する月を起算月として11ヶ月後の月に属する検針日または計量日の前日を経過する日までとします。

IV. 解約違約金

お客さまが電気需給約款第37条(お客さまからの電気需給契約の廃止)に基づき電気需給契約を廃止した場合の解約違約金は発生しないものとします。

V. 本定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、電気需給約款第4条(本約款等の変更)に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合には、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ウェブサイトに掲載します。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合には、電気需給約款第4条(本約款等の変更)第2項に準じます。

附則

本定義書は、2026年4月1日より実施します。

別紙1 最低料金単価、基本料金単価、電力量料金単価および燃料費調整単価

1. 最低料金単価、基本料金単価、電力量料金単価

表1-1 (最低料金契約)

管轄 エリア	料金		
	種類	区分	単価 (円)
関西	最低料金	1 契約につき最初の 15kWh まで	522.58
	電力量料金	15kWh を超える 1kWh につき	24.36
中国	最低料金	1 契約につき最初の 15kWh まで	759.68
	電力量料金	15kWh を超える 1kWh につき	38.16
四国	最低料金	1 契約につき最初の 11kWh まで	666.89
	電力量料金	11kWh を超える 1kWh につき	36.32
備考 ・単価は税込金額です。			

表1-2 (アンペア契約、キロボルトアンペア契約、キロワット契約)

管轄 エリア	料金		
	種類	区分	単価 (円)
北海道	基本料金	10 アンペア、1 キロボルトアンペア、 1 キロワットにつき	418.00
	電力量料金	1kWh につき	39.28
東北	基本料金	10 アンペア、1 キロボルトアンペア、 1 キロワットにつき	369.60
	電力量料金	1kWh につき	35.33
東京	基本料金	10 アンペア、1 キロボルトアンペア、 1 キロワットにつき	311.75
	電力量料金	1kWh につき	34.72
中部	基本料金	10 アンペア、1 キロボルトアンペア、 1 キロワットにつき	321.14
	電力量料金	1kWh につき	25.35
北陸	基本料金	10 アンペア、1 キロボルトアンペア、 1 キロワットにつき	302.50

	電力量料金	1kWh につき	34.01
関西	基本料金	1 キロボルトアンペア、 1 キロワットにつき	447.21
	電力量料金	1kWh につき	20.28
中国	基本料金	1 キロボルトアンペア、 1 キロワットにつき	447.97
	電力量料金	1kWh につき	34.79
四国	基本料金	1 キロボルトアンペア、 1 キロワットにつき	397.10
	電力量料金	1kWh につき	31.85
九州	基本料金	10 アンペア、1 キロボルトアンペア、 1 キロワットにつき	316.24
	電力量料金	1kWh につき	23.04
備考 <ul style="list-style-type: none"> ・単価は税込金額です。 ・電気を全く使用しなかった月の基本料金は半額といたします。 ・15A の時の基本料金は、10A の時の 1.5 倍といたします。 			

2. 燃料費調整単価

燃料費調整単価は管轄エリアごとに以下の算式によって算定された値といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{基準単価}}{1,000}$$

基準燃料価格、および基準単価は管轄エリアごとに以下の通りといたします。

管轄エリア	基準燃料価格	基準単価
北海道	80,800	0.173
東北	83,500	0.197
東京	86,100	0.183
中部	45,900	0.233
北陸	79,800	0.165
関西	27,100	0.165
中国	80,300	0.212
四国	80,000	0.154
九州	27,400	0.136

平均燃料価格は、管轄エリアごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は 100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、および γ は管轄エリアごとに以下の通りといたします。

管轄エリア	α	β	γ
北海道	0.1874	0.0899	1.0036
東北	0.0259	0.2563	0.8915
東京	0.0048	0.3827	0.6584
中部	0.0275	0.4792	0.4275
北陸	0.0415	0.0745	1.2499
関西	0.0140	0.3483	0.7227
中国	0.0406	0.0992	1.1994
四国	0.0875	0.0770	1.1770
九州	0.0053	0.1861	1.0757

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月末日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月末日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月末日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月末日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月末日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年 1 月末日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年 2 月末日までの期間	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

別紙2 非化石証書費

(1) プラン別の非化石証書購入量

プラン	非化石証書の購入量
GREEN10	お客様の使用電力量の 10%の非化石証書を購入することで、実質再エネ 10%の電気とすることを実現するプラン※
GREEN50	お客様の使用電力量の 50%の非化石証書を購入することで、実質再エネ 50%の電気とすることを実現するプラン※
GREEN100	お客様の使用電力量の 100%の非化石証書を購入することで、実質再エネ 100%の電気とすることを実現するプラン※

※非化石証書は市場取引（日本卸電力取引所が管理する非化石価値取引市場での取引）によって購入するものであるため、十分な量を調達できない場合があります。

(2) プラン別非化石証書費

プラン	料金	
	区分	単価(税込)
GREEN10	使用電力量 1kWhにつき	0.00 円
GREEN50		0.58 円
GREEN100		1.29 円

(3) 非化石証書費の改定

当社は、非化石証書の市場取引価格が改定された場合には、毎年4月1日時点において、非化石証書費の見直しを行い、当社が必要と判断した場合には、その内容を改定することができます。